

国立大学法人九州大学契約事務取扱要領の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)
(略)	(略)
(契約基準) 第16条 本学において発注する工事に関する請負契約、製造に関する請負契約、役務に関する請負契約及び物品の供給に関する契約を締結する場合は、別記1から4に定める契約基準によるものとする。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。	(契約基準) 第16条 (同左)
2 (略)	2 (略)
(略)	(略)
別記1 工事請負契約基準	別記1 工事請負契約基準
(略)	(略)
(監督職員) 第9 1～4 (略)	(監督職員) 第9 1～4 (略)
5 契約書及びこの契約基準に定める <u>催告</u> 、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。	5 契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
6 (略)	6 (略)
(略)	(略)
(監督職員の立会い及び工事記録の整備等) 第14 1～5 (略)	(監督職員の立会い及び工事記録の整備等) 第14 1～5 (略)
6 第1項、第3項及び前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。	6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。
(略)	(略)
(工事用地の確保) 第16 1・2 (略)	(工事用地の確保) 第16 1・2 (略)
3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。	3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、 <u>以下第16</u> において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなけ

<p>4・5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(条件変更等)</p> <p>第18 1～3 (略)</p> <p>4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(検査及び引渡し)</p> <p>第32 1～5 (略)</p> <p>6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。</p> <p>(略)</p> <p>(契約不適合責任)</p> <p>第40 1・2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(略)</p> <p>(公共工事履行保証証券による保証の請求)</p> <p>第42 第4第1項又は第3項の規定による保証が付された場合において、受注者が第43各号又は第44各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう、請求することができる。</p>	<p>なければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(条件変更等)</p> <p>第18 1～3 (略)</p> <p>4 (同左)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(検査及び引渡し)</p> <p>第32 1～5 (略)</p> <p>6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。</p> <p>(略)</p> <p>(契約不適合責任)</p> <p>第40 1・2 (略)</p> <p>3 (同左)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(略)</p> <p>(公共工事履行保証証券による保証の請求)</p> <p>第42 第4第1項及び第3項の規定による保証が付された場合において、受注者が第43各号又は第44各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう、請求することができる。</p>
--	--

<p>る。 2～4 (略)</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第43 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、発注者はこの契約を解除することができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この契約に関し、第10第1項第2号又は第3号に規定する者を設置しなかったとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) この契約に関し、前各号に規定する場合のほか、この契約に違反したとき。</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第44 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第43の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第46 第43各号又は第44各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第43及び第44の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(略)</p> <p>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第49 第47又は第48各号に定める場合が受</p>	<p>る。 2～4 (略)</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第43 (同左)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この契約に関し、第10第1項第2号に規定する者を設置しなかったとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) この契約に関し、前5号に規定する場合のほか、この契約に違反したとき。</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第44 (同左)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第43の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第46 第43各号又は第44各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第43又は第44の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(略)</p> <p>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第49 第47又は第48各号に定める場合が受</p>
---	---

<p>注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第47及び第48の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第50 1～5 (略)</p> <p>6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第51 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた<u>損害の賠償</u>を受注者に請求することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の<u>損害の賠償</u>に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2項の場合（第44第9号又は第12号の規定により、この契約が解除された場合を除く）において、第4の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって<u>同項</u>の違約金に充当することができる。</p> <p>(談合等不正行為があった場合の賠償金等)</p> <p>第52 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、その損害に係る賠償金として請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p>注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第47又は第48の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第50 1～5 (略)</p> <p>6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第51 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた<u>損害金の支払</u>を受注者に請求することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の<u>損害金の支払</u>に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2項の場合（第44第9号又は第12号の規定により、この契約が解除された場合を除く）において、第4の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって<u>第2項</u>の違約金に充当することができる。</p> <p>(談合等不正行為があった場合の賠償金等)</p> <p>第52 (同左)</p>
--	---

<p>(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき（<u>確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。</u>）。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) この契約に関し、公正取引委員会が、受注者に対して<u>独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項</u>の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、<u>独占禁止法第7条の3第2項又は第3項</u>の規定の適用があるとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 前各項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第53 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「<u>課徴金納付命令</u>」という。）を行い、当該命令が確定したとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) この契約に関し、公正取引委員会が、受注者に対して<u>独占禁止法第7条の2第18項又は第21項</u>の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(1) 前項第1号に規定する確定した<u>課徴金納付命令</u>における課徴金について、<u>独占禁止法第7条の2第8項又は第9項</u>の規定の適用があるとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 前5項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。</p> <p>(受注者の損害賠償請求権等)</p> <p>第53 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

<p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第5 4 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第3 2第4項又は第5項(第3 9においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下第5 4において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下第5 4において「請求等」という。)をすることができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、<u>受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げる</u>ことで行う。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 <u>この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成1 1年法律第8 1号)第9 4条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成1 2年政令第6 4号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)</u>について請求等を行うことのできる期間は、1 0年とする。<u>この場合において、前各項の規定は適用しない。</u></p> <p>1 0 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別記2 製造請負契約基準</p> <p>(略)</p> <p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第4 1・2 (略)</p> <p>3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る請負に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(監督職員)</p> <p>第8 1～4 (略)</p> <p>5 発注者が監督職員を置いたときは、契約書及</p>	<p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第5 4 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第3 2第4項又は第5項(第3 9においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下第5 4において「請求等」という。)をすることができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、<u>発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げる</u>ことで行う。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別記2 製造請負契約基準</p> <p>(略)</p> <p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第4 1・2 (略)</p> <p>3 受注者が部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る請負に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(監督職員)</p> <p>第8 1～4 (略)</p> <p>5 発注者が監督職員を置いたときは、契約書及</p>
---	--

<p>びこの契約基準に定める<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p> <p>6 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(検査及び引渡し)</p> <p>第21 1～4 (略)</p> <p>5 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を製造の完成とみなし、前<u>各</u>項の規定を適用する。</p> <p>(略)</p> <p>(契約不適合責任)</p> <p>第24 発注者は、引き渡された請負の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前<u>各</u>号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(略)</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第26 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らし</p>	<p>びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p> <p>6 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(検査及び引渡し)</p> <p>第21 1～4 (略)</p> <p>5 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を製造の完成とみなし、前<u>4</u>項の規定を適用する。</p> <p>(略)</p> <p>(契約不適合責任)</p> <p>第24 発注者は、引き渡された請負の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。<u>ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (同左)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前<u>3</u>号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(略)</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第26 (同左)</p>
--	---

<p>て軽微であるときは、発注者はこの契約を解除することができない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に規定する場合のほか、この契約に違反したとき。</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第27 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時製造請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。</p> <p>ロ～ト (略)</p> <p>(略)</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第29 第26各号又は第27各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第26及び第27の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(略)</p> <p>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第32 第30又は第31に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第30及び第31の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第34 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前4号に規定する場合のほか、この契約に違反したとき。</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第27 (同左)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) (同左)</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時製造請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ～ト (略)</p> <p>(略)</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第29 第26各号又は第27各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第26又は第27の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(略)</p> <p>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第32 第30又は第31に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第30又は第31の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第34 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害金の支払を受注者に請求することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p>
--	---

<p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の<u>損害の賠償</u>に代えて、受注者は、請負代金額（単価契約の場合は、契約期間全体の支払総金額（契約期間が満了していない場合は未経過期間に予定していた支払見込金額を加算した額）。以下第35において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負代金額から<u>部分引渡しを受けた部分</u>に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額を請求することができるものとする。</p> <p>6 第2項の場合（第27第9号又は第12号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって<u>同項</u>の違約金に充当することができる。</p> <p>(談合等不正行為があった場合の賠償金等)</p> <p>第35 受注者は、この契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、その損害に係る賠償金として請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令に</p>	<p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の<u>損害金の支払</u>に代えて、受注者は、請負代金額（単価契約の場合は、契約期間全体の支払総金額（契約期間が満了していない場合は未経過期間に予定していた支払見込金額を加算した額）。以下第35において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負代金額から<u>出来形部分</u>に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額を請求することができるものとする。</p> <p>6 第2項の場合（第27第9号又は第12号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって<u>第2項</u>の違約金に充当することができる。</p> <p>(談合等不正行為があった場合の賠償金等)</p> <p>第35 (同左)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令に</p>
--	--

<p>おける課徴金について、<u>独占禁止法第7条の3第2項又は第3項</u>の規定の適用があるとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 <u>前各項</u>の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第36 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第37 (略)</p> <p><u>2 前項の通知は、不適合の種類やおおよその範囲を通知する。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4 前各項</u>の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>別記3 役務請負契約基準 (略) (権利義務の譲渡等)</p> <p>第4 (略)</p> <p>2 受注者が<u>前払金の使用</u>や部分払等によってもなおこの契約の役務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(監督職員)</p>	<p>おける課徴金について、<u>独占禁止法第7条の2第8項又は第9項</u>の規定の適用があるとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 <u>前5項</u>の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。</p> <p>(受注者の損害賠償請求権等)</p> <p>第36 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第37 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3 前2項</u>の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>別記3 役務請負契約基準 (略) (権利義務の譲渡等)</p> <p>第4 (略)</p> <p>2 受注者が部分払等によってもなおこの契約の役務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(監督職員)</p>
---	--

第7 1～4 (略)

5 発注者が監督職員を置いたときは、契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 (略)

(略)

(契約不適合責任)

第20 発注者は、役務の履行が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、役務の履行の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 (略)

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(略)

(発注者の催告による解除権)

第22 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、発注者はこの契約を解除することができない。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第7 1～4 (略)

5 発注者が監督職員を置いたときは、契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 (略)

(略)

(契約不適合責任)

第20 発注者は、役務の履行が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、役務の履行の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 (略)

3 (同左)

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(略)

(発注者の催告による解除権)

第22 (同左)

(1)～(4) (略)

(5) 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

<p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第23 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時<u>役務</u>請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。</p> <p>ロ～ト (略)</p> <p>(略)</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第25 第22各号又は第23各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、<u>第22及び第23</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(略)</p> <p>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第28 第26又は第27に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、<u>第26及び第27</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第30 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた<u>損害の賠償</u>を受注者に請求することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前各号</u>に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の<u>損害の賠償</u>に代えて、受注者は、請負代金額（単価契約の場合は、契約期間全体の支払総金額（契約期間が満了していない場合は未経過期間に予定していた支払見込金額を加算した額）。</p>	<p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第23 (同左)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) (同左)</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時<u>製造</u>請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（<u>以下この号において「暴力団員」という。</u>）であると認められるとき。</p> <p>ロ～ト (略)</p> <p>(略)</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第25 第22各号又は第23各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、<u>第22又は第23</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(略)</p> <p>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第28 第26又は第27に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、<u>第26又は第27</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第30 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた<u>損害金の支払</u>を受注者に請求することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の<u>損害金の支払</u>に代えて、受注者は、請負代金額（単価契約の場合は、契約期間全体の支払総金額（契約期間が満了していない場合は未経過期間に予定していた支払見込金額を加算した額）。</p>
---	---

<p>以下第31において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2項の場合(第23第8号又は第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く)において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p>(談合等不正行為があった場合の賠償金等)</p> <p>第31 受注者は、この契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、その損害に係る賠償金として請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、<u>独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 前各項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第32 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰すること</p>	<p>以下第31において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2項の場合(第23第8号又は第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く)において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第2項の違約金に充当することができる。</p> <p>(談合等不正行為があった場合の賠償金等)</p> <p>第31 (同左)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、<u>独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 前5項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。</p> <p>(受注者の損害賠償請求権等)</p> <p>第32 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰すること</p>
--	--

<p>ができない事由によるものであるときは、この限りではない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第33 (略)</p> <p><u>2 前項の通知は、不適合の種類やおおよその範囲を通知する。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p>(略)</p> <p>別記4 物品供給契約基準</p> <p>(略)</p> <p>(権利義務の譲渡等)</p> <p><u>第2 供給者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 供給者は、この契約の目的物及び第9第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 供給者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る売買に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、供給者の売買代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。</u></p> <p><u>4 供給者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、売買代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る売買以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>(供給者の請求による納入期限の延長)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>ができない事由によるものであるときは、この限りではない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第33 (略)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>(略)</p> <p>別記4 物品供給契約基準</p> <p>(略)</p> <p>(供給者の請求による納入期限の延長)</p> <p>第2 (略)</p>
--	--

<p>(著しく短い納入期限の禁止)  <u>第4</u> (略)</p> <p>(発注者の請求による納入期限の短縮又は延長)  <u>第5</u> (略)</p> <p>(納入期限の変更方法)  <u>第6</u> (略)  2 前項の協議開始日については、発注者が供給者の意見を聴いて定め、供給者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限の変更事由が生じた日 (<u>第3</u>の場合にあっては、発注者が納入期限変更の請求を受けた日、<u>第5</u>の場合にあっては、供給者が納入期限変更の請求を受けた日) から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、供給者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(検査)  <u>第7</u> (略)  2・3 (略)</p> <p>(売買代金の支払)  <u>第8</u> 供給者は、<u>第7</u>第2項又は第3項の検査に合格したときは、物品代金請求書により売買代金の請求をするものとする。  2・3 (略)</p> <p>(部分払)  <u>第9</u> (略)  2～6 (略)</p> <p>(契約不適合責任)  <u>第10</u> 発注者は、引き渡されたこの契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。) であるときは、供給者に対して、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。  2 (略)  3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合</p>	<p>(著しく短い納入期限の禁止)  <u>第3</u> (略)</p> <p>(発注者の請求による納入期限の短縮又は延長)  <u>第4</u> (略)</p> <p>(納入期限の変更方法)  <u>第5</u> (略)  2 前項の協議開始日については、発注者が供給者の意見を聴いて定め、供給者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限の変更事由が生じた日 (<u>第2</u>の場合にあっては、発注者が納入期限変更の請求を受けた日、<u>第3</u>の場合にあっては、供給者が納入期限変更の請求を受けた日) から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、供給者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(検査)  <u>第6</u> (略)  2・3 (略)</p> <p>(売買代金の支払)  <u>第7</u> 供給者は、<u>第6</u>第2項又は第3項の検査に合格したときは、物品代金請求書により売買代金の請求をするものとする。  2・3 (略)</p> <p>(部分払)  <u>第8</u> (略)  2～6 (略)</p> <p>(契約不適合責任)  <u>第9</u> 発注者は、引き渡されたこの契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。) であるときは、供給者に対して、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。  2 (略)  3 (同左)</p>
---	---

の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約保証金)

第11 (略)

2 (略)

(発注者の催告による解除権)

第12 発注者は、供給者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。この場合において、供給者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、発注者はこの契約を解除することができない。

(1) 第2第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2)・(3) (略)

(4) 正当な理由なく、第10第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、供給者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 第2第1項の規定に違反して売買代金債権を譲渡したとき。

(2) 第2第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該物品供給以外に使用したとき。

(3)～(6) (略)

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行し

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約保証金)

第10 (略)

2 (略)

(発注者の催告による解除権)

第11 (同左)

(1)・(2) (略)

(3) 正当な理由なく、第9第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第12 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1)～(4) (略)

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行し

<p>なければ契約をした目的を達することができない場合において、<u>供給者が履行しない</u>でその時期を経過したとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、供給者がその債務の履行をせず、発注者が<u>第12</u>の催告をしても契約をした目的に達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下<u>第13</u>において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下<u>第13</u>において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に<u>売買代金債権</u>を譲渡したとき。</p> <p>(10) <u>第16</u>又は<u>第17</u>の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(11) <u>第21</u>第1項又は第2項の各号の規定のいずれかに該当するとき。</p> <p>(12) 供給者が次のいずれかに該当するとき。 イ 役員等（供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。</p> <p>ロ～ホ （略）</p> <p>（発注者の任意解除権）</p> <p><u>第14</u> 発注者は、物品が完納するまでの間は、<u>第12</u>又は<u>第13</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）</p> <p><u>第15</u> <u>第12</u>各号又は<u>第13</u>各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、<u>第12</u>及び<u>第13</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>（供給者の催告による解除権）</p> <p><u>第16</u> （略）</p>	<p>なければ契約をした目的を達することができない場合において、<u>受注者が履行しない</u>でその時期を経過したとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、供給者がその債務の履行をせず、発注者が<u>第11</u>の催告をしても契約をした目的に達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下<u>第12</u>において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下<u>第12</u>において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に<u>請負代金債権</u>を譲渡したとき。</p> <p>(8) <u>第15</u>又は<u>第16</u>の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(9) <u>第20</u>第1項又は第2項の各号の規定のいずれかに該当するとき。</p> <p>(10) （同左）</p> <p>イ 役員等（供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ～ホ （略）</p> <p>（発注者の任意解除権）</p> <p><u>第13</u> 発注者は、物品が完納するまでの間は、<u>第11</u>又は<u>第12</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）</p> <p><u>第14</u> <u>第11</u>各号又は<u>第12</u>各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、<u>第11</u>又は<u>第12</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>（供給者の催告による解除権）</p> <p><u>第15</u> （略）</p>
--	--

<p>(供給者の催告によらない解除権)  <u>第17</u> (略)</p> <p>(供給者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)  <u>第18</u> <u>第16</u>又は<u>第17</u>に定める場合が供給者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、供給者は、<u>第16</u>及び<u>第17</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(解除に伴う措置)  <u>第19</u> (略)  2・3 (略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)  <u>第20</u> 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた<u>損害の賠償</u>を供給者に請求することができる。  (1)・(2) (略)  (3) <u>第12</u>又は<u>第13</u>の規定により、<u>この契約の目的物の完納</u>後にこの契約が解除されたとき。  (4) <u>前各号</u>に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。  2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の<u>損害の賠償</u>に代えて、供給者は、売買代金額(単価契約の場合は、契約期間全体の支払総金額(契約期間が満了していない場合は未経過期間に予定していた支払見込金額を加算した額)。以下<u>第21</u>において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。  (1) <u>第12</u>又は<u>第13</u>の規定により、<u>この契約の目的物の完納</u>前に、この契約が解除されたとき。  (2) <u>この契約の目的物の完納</u>前に、供給者がその債務の履行を拒否し、又は供給者の責めに帰すべき事由によって供給者の債務について履行不能となったとき。  3～5 (略)  6 第2項の場合 (<u>第13</u>第9号又は<u>第12</u>号の規定により、この契約が解除された場合を除く)において、契約保証金の納付が行われていると</p>	<p>(供給者の催告によらない解除権)  <u>第16</u> (略)</p> <p>(供給者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)  <u>第17</u> <u>第15</u>又は<u>第16</u>に定める場合が供給者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、供給者は、<u>第15</u>又は<u>第16</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(解除に伴う措置)  <u>第18</u> (略)  2・3 (略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)  <u>第19</u> 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた<u>損害金の支払</u>を供給者に請求することができる。  (1)・(2) (略)  (3) <u>第11</u>又は<u>第12</u>の規定により、<u>物品の完納</u>後にこの契約が解除されたとき。  (4) <u>前3号</u>に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。  2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の<u>損害金の支払</u>に代えて、供給者は、売買代金額(単価契約の場合は、契約期間全体の支払総金額(契約期間が満了していない場合は未経過期間に予定していた支払見込金額を加算した額)。以下<u>第20</u>において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。  (1) <u>第11</u>又は<u>第12</u>の規定により、<u>物品の完納</u>前に、この契約が解除されたとき。  (2) <u>物品の完納</u>前に、供給者がその債務の履行を拒否し、又は供給者の責めに帰すべき事由によって供給者の債務について履行不能となったとき。  3～5 (略)  6 第2項の場合 (<u>第12</u>第7号又は<u>第10</u>号の規定により、この契約が解除された場合を除く)において、契約保証金の納付が行われていると</p>
---	---

きは、発注者は、当該契約保証金をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の賠償金等)

第21 供給者は、この契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、その損害に係る賠償金として売買代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) (略)

(2) 公正取引委員会が、供給者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) (略)

2 供給者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、売買代金額の10分の1に相当する額のほか、売買代金額の100分の5に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2)・(3) (略)

3 (略)

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が賠償金の額を超過することが明らかになった場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 (略)

6 前各項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(供給者の損害賠償請求等)

第22 供給者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

きは、発注者は、当該契約保証金をもって第2項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の賠償金等)

第20 (同左)

(1) (略)

(2) 公正取引委員会が、供給者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) (略)

2 (同左)

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(2)・(3) (略)

3 (略)

4 第1項及び第2項は、発注者に生じた実際の損害の額が賠償金の額を超過することが明らかになった場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 (略)

6 前5項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(供給者の損害賠償請求権等)

第21 供給者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

<p>(1) <u>第16</u>又は<u>第17</u>の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 <u>第8</u>第2項の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p><u>第23</u> 発注者は、契約の目的物に契約不適合があることを知った時から1年以内にその旨を供給者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除(以下<u>第23</u>において「請求等」という。)をすることができない。ただし、供給者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。</p> <p>2 <u>前項</u>の通知は、不適合の種類やおおよその範囲を通知する。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> <u>前各項</u>の規定は、契約不適合が供給者の故意若しくは重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する供給者の責任については、民法の定めるところによる。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p><u>第24</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第25</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1) <u>第15</u>又は<u>第16</u>の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 <u>第7</u>第2項の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p><u>第22</u> 発注者は、契約の目的物に契約不適合があることを知った時から1年以内にその旨を供給者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除(以下<u>第22</u>において「請求等」という。)をすることができない。ただし、供給者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>の規定は、契約不適合が供給者の故意若しくは重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する供給者の責任については、民法の定めるところによる。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p><u>第23</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第24</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

附 記

この要領は、令和5年1月1日から実施し、一般競争契約にあつては国立大学法人九州大学契約事務取扱規程(平成16年度九大会規第4号)第7条第1項に規定する入札の公告を、指名競争契約にあつては同規程第22条第2項に規定する通知を、それぞれ実施日以降に行うものから適用する。